

富山県立大学附属図書館規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学学則第 54 条に定める附属図書館の組織、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び構成)

第 2 条 前条の附属図書館を富山県立大学附属図書館（以下「図書館」という。）という。

2 図書館は、射水館及び富山館をもって構成し、これらの施設は、それぞれ射水キャンパス及び富山キャンパスに位置する。

(目的)

第 3 条 図書館は、次に掲げる図書類を収集し、整理し、保存し、富山県立大学図書館閲覧規程に規定する者の利用に供するとともに必要な学術情報を提供することを目的とする。

(1) 図書

(2) 学術雑誌

(3) 特殊な文献又は資料

(4) 新聞、雑誌その他の刊行物

(5) その他教育、研究及び学習に必要な図書館資料

(館長)

第 4 条 図書館に館長を置く。

2 館長は、富山県立大学の教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が選考する。

3 学長は、前項の規定により選考した者を理事長に申し出なければならない。

4 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 館長は、学長の命を受け、図書館の館務を掌理する。

(富山館長)

第5条 富山館に富山館長を置く。

2 富山館長は、富山県立大学の教授のうちから教育研究審議会の意見を聞いて学長が任命する。

3 富山館長は、富山館の館務を掌理する。

4 富山館長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(図書館運営委員会)

第6条 図書館に、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 図書館の運営に関する重要事項の審議に関すること。

(2) 「富山県立大学紀要」の編集及び刊行に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 館長

(2) 富山館長

(3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した各1人の委員

(4) その他学長が必要と認めた者

4 前項第3号から第4号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により学長が任命する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 富山県立大学の設置後最初の館長の選考については、第4条第2項の規定にかかわらず、教育研究審議会の議を経ることを要しないものとする。

3 富山県立大学の設置後最初の館長任期は、第4条第4項本文の規定に

かかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 富山県立大学附属図書館富山館の設置後最初の富山館長の選考については、第 5 条第 2 項の規程にかかわらず、教育研究審議会の議を経ることを要しないものとする。
- 3 富山県立大学附属図書館富山館の設置後最初の富山館長の任期は、第 5 条第 4 項本文の規程にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。